

# 参考資料

---

# インフラツーリズム 有識者懇談会での議論

## 【概要】

インフラを観光資源として活用するインフラツーリズムの付加価値を高め、地域や民間と連携した新たなインフラツーリズムに育て、展開していくために必要な方策について、幅広く議論することを目的として設立された懇談会（事務局：国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）  
年度内に3回開催予定（第1回：H30年11月9日、第2回：H30年12月25日、第3回：2月下旬～3月上旬）

## 【設立趣旨】

インフラは日常の生活や経済活動を支えているだけではなく、観光資源として活用できる地域固有の財産であり、普段触れることのできないインフラの内部や工事中の風景などを見学する「インフラツーリズム」が各地で実施されています。

観光産業を我が国の成長に資する基幹産業とするため、政府全体で取り組まれている中で、魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放として、「インフラツーリズム」について積極的に取り組んでいるところです。

インフラツーリズムに取り組み5年が経過し、多くの来訪者を集める魅力的な施設も増えてきていますが、インフラの魅力を十分に活かしていない施設も多数存在します。

このため、本懇談会は、インフラを観光資源として活用するインフラツーリズムの付加価値を高め、地域や民間と連携した新たなインフラツーリズムに育て、展開していくために必要な方策について、幅広く議論することを目的として設立するものです。

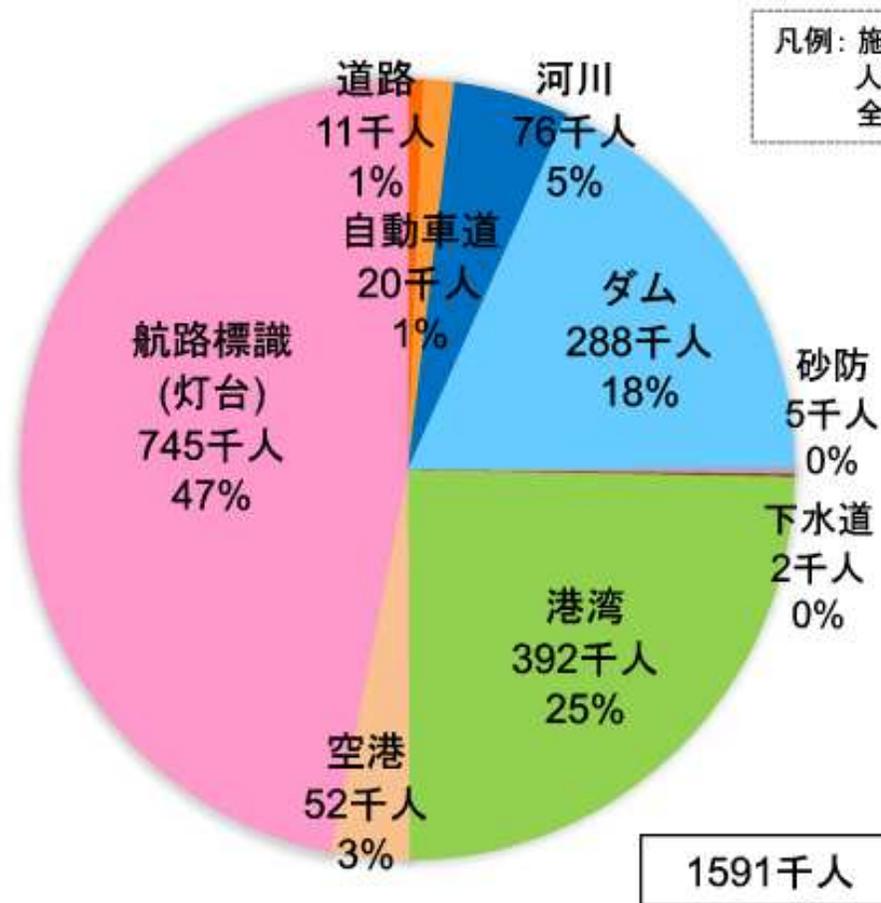
## 【委員】

阿部 貴弘	（日本大学理工学部 教授）
河野 まゆ子	（株式会社JTB総合研究所 主席研究員）
篠原 靖	（跡見学園女子大学観光コミュニティ学部 准教授）
清水 哲夫	（首都大学東京大学院都市環境科学研究科 教授）

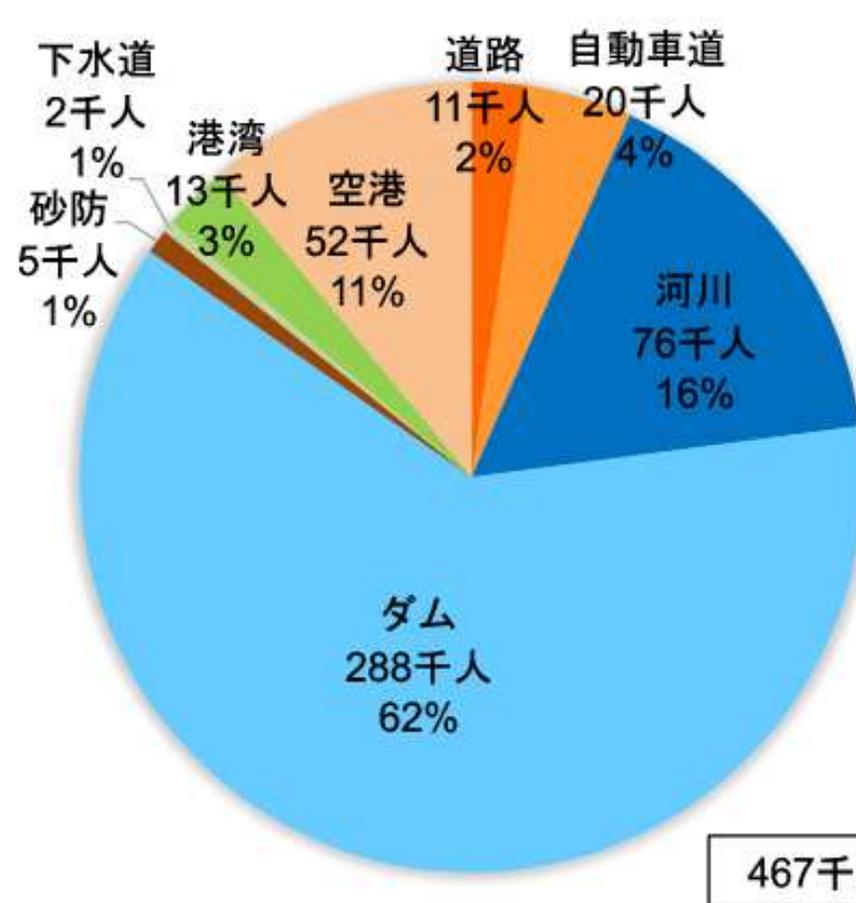
# 1. インフラツーリズムのこれまでの取組

- ポータルサイトで取り上げた施設での見学者は、年間約160万人(H29年度)。
- なかでも灯台、湾内クルーズが約112万人で、既に観光と一体となって運用されている。
- 灯台及びクルーズを除く施設見学者数は、年間約50万人。

施設見学者数(全体)



施設見学者数(灯台・湾内クルーズ除く)



※ポータルサイトに掲載している施設の見学者数を集計。

※現場見学会参加者、ダム等のイベント参加者を目視カウントなど、施設毎に集計方法が異なる

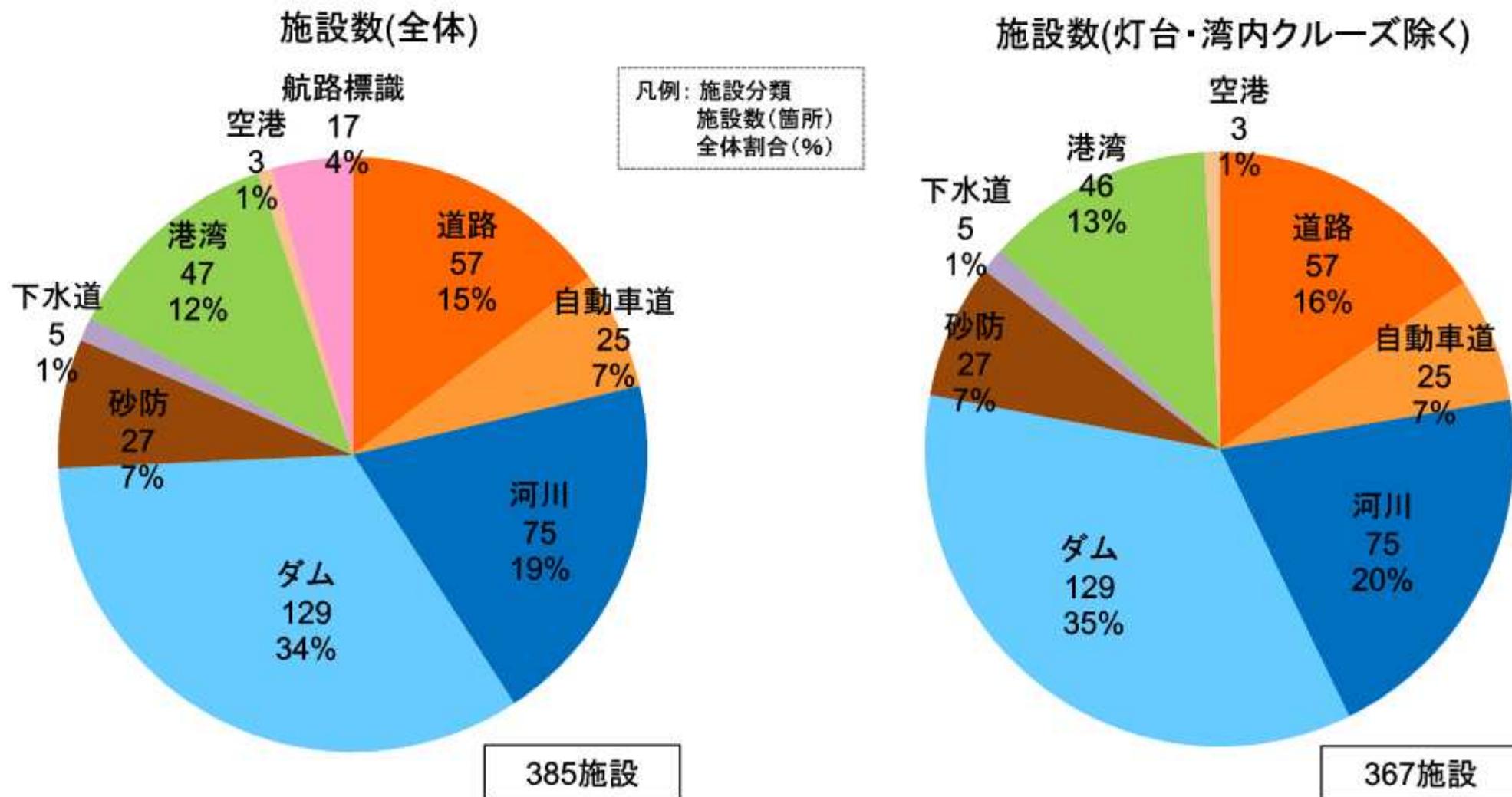
第1回懇談会(平成30年11月9日)資料より

# 1. インフラツーリズムのこれまでの取組

第1回懇談会（平成30年11月9日）資料より

○ポータルサイトで取り上げた施設分類は、河川やダムなどの河川系が約半数を占める。

○既に観光と一体となって運用されている灯台は17施設、湾内クルーズは1施設。



※民間ツアー数と現場見学会数の合計(重複カウントなし)

### 3.これまでの取組からの課題①(インフラツーリズムの拡大)

○アンケート調査や観光ビジョン等から、インフラツーリズムをより拡大するため「広報周知」「施設の見せ方」「地域との連携」「持続性の確保」が整理すべき課題。

#### (1) インフラツーリズムの拡大に向けた課題

##### 1. 広報周知

##### 2. 施設の見せ方

…国内、インバウンドへの対応

##### 3. 地域との連携

…地域の受入体制(インバウンドも含む)、活用提案、民間ツアーの増進

##### 4. 持続性の確保

■WEBアンケート調査、  
インバウンドヒアリング調査 等

##### ■「観光ビジョン」に示す方向性

- 観光資源として積極的に活用し、地域振興を図る
- 民間と連携してサービス内容を充実させた旅行商品化  
→ 地域が主体となった民間ツアーの増進
- インフラ施設を観光資源と捉える機運を醸成

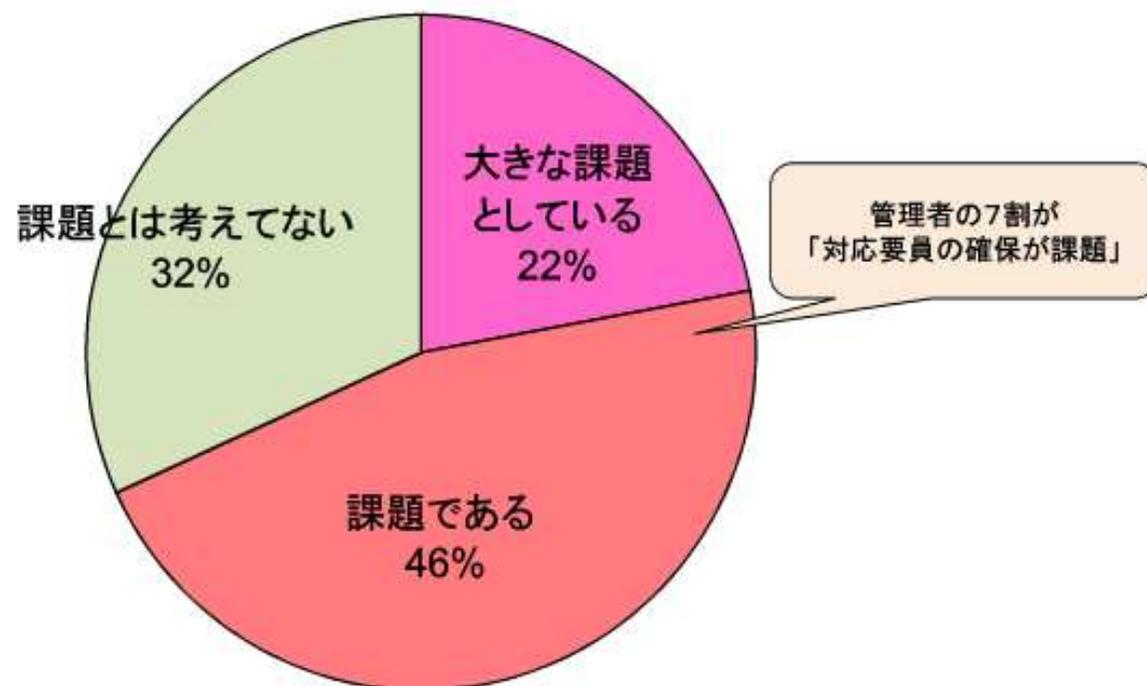
### 3.これまでの取組からの課題②(施設管理者の課題)

- 一方で、現状のインフラツーリズムの取組みの中でも、受け入れ側である施設管理者へのアンケートから「対応要員」「安全性」「受入環境」が課題と認識。
- インフラツーリズムを拡大するにあたり、対応要員の確保は課題として更に顕在化する。

#### (2) 管理者側からの課題

1. 対応要員の確保
2. 参加者の安全性の確保
3. 受入環境の整備  
(トイレ、駐車場、安全施設、アクセス 等)

対応要員の確保が課題と認識している施設管理者の割合



回答数349

※施設管理者アンケート調査( H30.7月実施)  
(灯台・湾内クルーズは除く)

### 3.これまでの取組からの課題

○本懇談会で議論いただきたい論点の整理。

#### ■現状の課題

##### (1)インフラツーリズムの拡大

1. 広報周知
2. 施設の見せ方
3. 地域との連携
4. 持続性の確保

##### (2)施設管理者の課題

1. 対応要員の確保
2. 参加者の安全性の確保
3. 受入環境の整備

#### 「観光ビジョン」に示す方向性

- 観光資源として積極的に活用し、地域振興を図る
- 民間と連携してサービス内容を充実させた旅行商品化  
→ 地域が主体となった民間ツアーの増進
- インフラ施設を観光資源と捉える機運を醸成



○インフラツーリズムを、工事現場の見学会に留まらず、地域の観光資源として積極的に活用し、地域が主体となった民間ツアー・旅行商品化を促し、地域振興を図る。



### インフラツーリズムの拡大に向けての論点を整理

- ・認知度アップ
- ・各施設のレベルアップ
- ・地域との連携

等

第1回懇談会（平成30年11月9日）資料より

## 2. インフラ公開の現状と課題

第2回懇談会（平成30年12月25日）資料より

### 【現状・課題】

- 来訪者の多い施設は現状では大都市近郊にある。一方、今後來訪者の増加に取り組む施設は全国に分布。
- インフラの公開は、主に施設管理者が運営していることから平日開催が多い。  
一方、来訪者が多い施設は、公開方法・広報を工夫し、土日・祝日に公開している。
- 第1回懇談会では、インフラツーリズムを拡大していくための課題を以下の7項目として整理。

- |           |          |           |          |
|-----------|----------|-----------|----------|
| 1.施設の見せ方  | 2.広報周知   | 3.対応要員の確保 | 4.安全性の確保 |
| 5.受入環境の整備 | 6.持続性の確保 | 7.地域との連携  |          |

インフラツーリズム推進の理念

■インフラの理解を深める

■地域に人を呼び込む

来てもらう ⇒ インフラ施設を楽しんで理解してもらう ⇒ 地域に滞在してもらう を実現するため

### 【今後の方向性】

◆魅力的な施設の見せ方 ◆魅力発信 を中心に実施

さらに、◇施設の受入体制 ◇持続的な展開 についても実施

好事例の分析・抽出

「観光資源」としてのレベルアップ

好事例の展開に向けた「勘所」とりまとめ

### 3. インフラツーリズム推進の勘所 ～好事例のポイント～

第2回懇談会（平成30年12月25日）資料より

○ インフラツーリズムの課題へ対応する好事例を

**①人を呼び込む、②より多くの人を受け入れる、③持続的に展開する** ための工夫に分け  
好事例を分析し、インフラツーリズムの「勘所」として整理する。

#### ① 人を呼び込むための工夫

##### ①-1 施設の見せ方

- ・施設の魅力を高める見せ方
- ・施設の活用

##### ①-2 魅力発信

- ・インフラ施設の魅力を発信する

#### ② より多くの人を受け入れるための工夫

##### ②-1 対応要員の確保

- ・施設管理者以外の説明者を確保する

##### ②-2 受入環境の整備

- ・限られた空間を有効に活用する

##### ②-3 安全性の確保

- ・見学者に対する対応
- ・施設利用者に対する対応
- ・施設管理への対応（危機管理）

#### ③ 持続的に展開するための工夫

##### ③-1 持続性の確保

- ・民間事業者の参入を支える組織づくりの対応

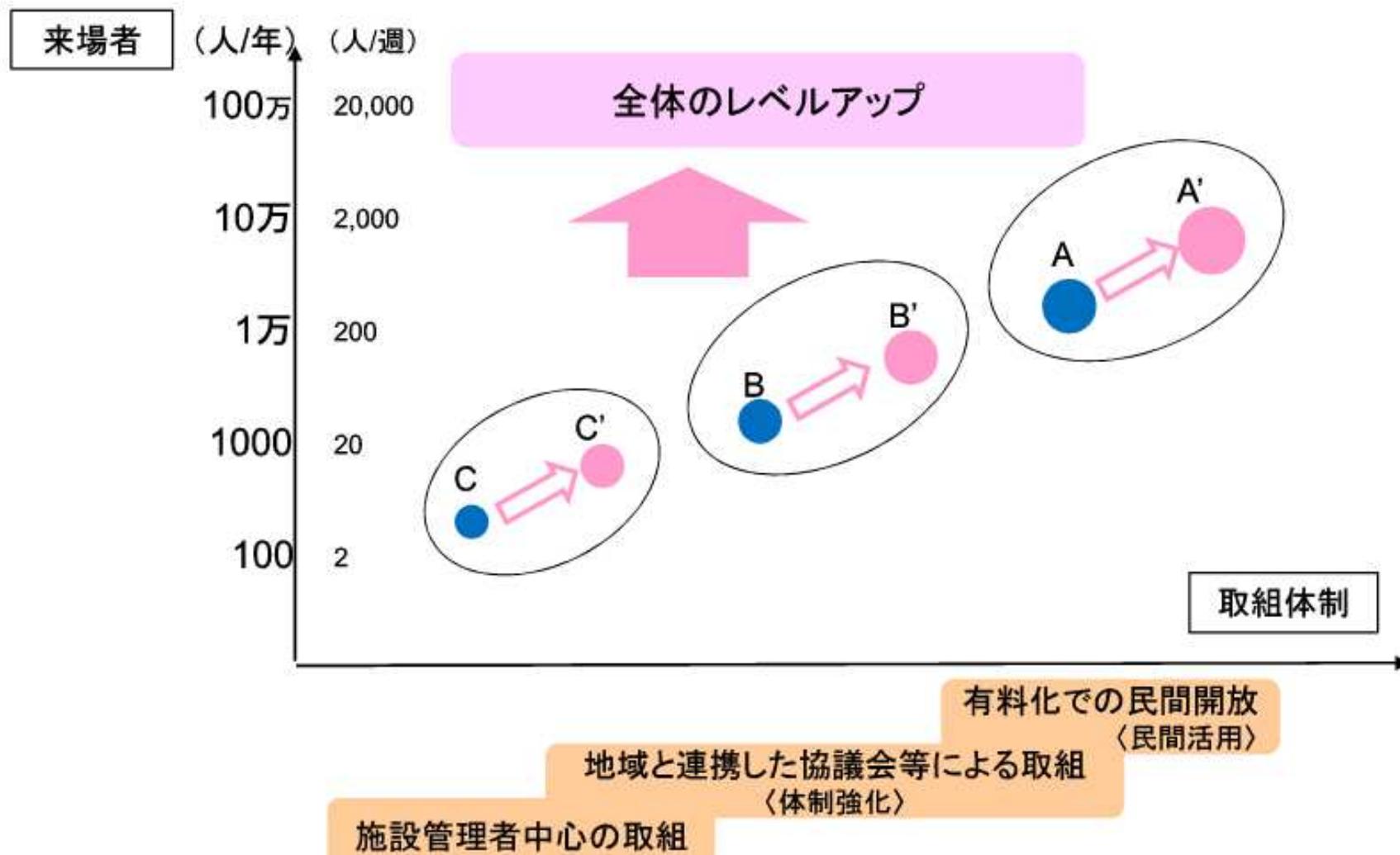
##### ③-2 地域との連携

- ・より地域活性化を深めるための対応

# インフラツーリズムの今後の方向性

## ⑤ 施設の特徴・地域目標に応じたレベルアップ・ステップアップ

○施設の特徴、地域の目標に応じてステップアップを行うことで、インフラツーリズム全体の集客拡大が可能になると考えられる。



A 首都圏外郭放水路



B 津軽ダム



C 霞ヶ浦導水

# 1. インフラツーリズムの理念

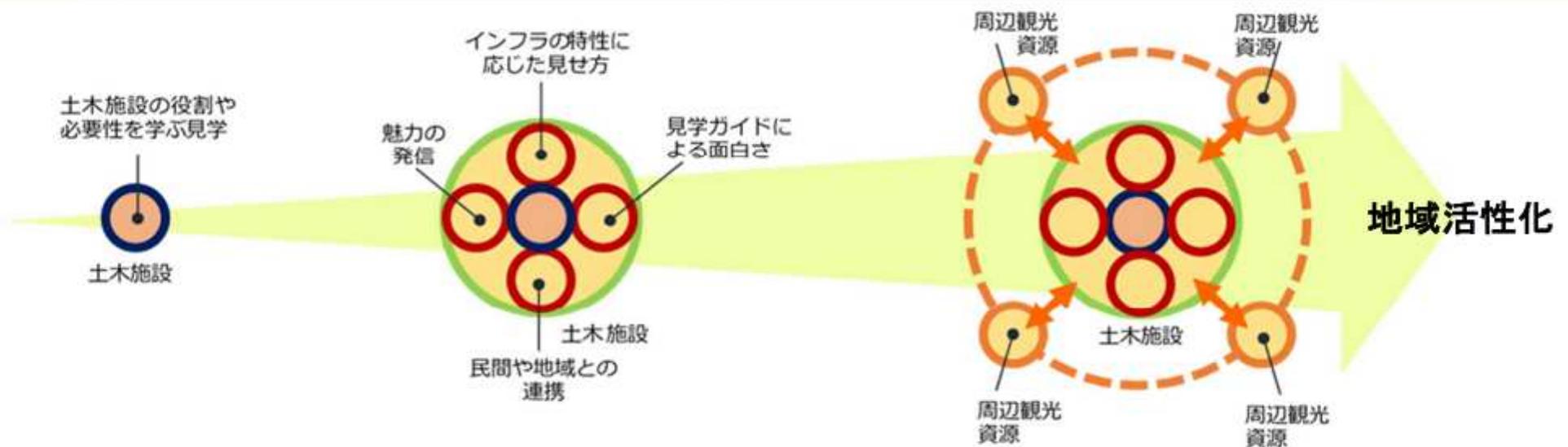
第2回懇談会（平成30年12月25日）資料より

- 土木広報からスタートした見学会に付加価値を付けることにより、施設の魅力がアップする。
- さらに周辺の観光資源と連携することにより、地域活性化に寄与する。

インフラツーリズムの理念(イメージ)

(土木広報 +  $\alpha$ の付加価値) × 周辺観光資源

地域活性化



■土木広報  
土木施設の役割や必要性を伝える

■土木広報 +  $\alpha$ の付加価値  
インフラの特性に応じた見せ方、見学ガイドによる面白さ、魅力の発信、民間や地域との連携などの付加価値を付ける

■(土木広報 +  $\alpha$ の付加価値) × 周辺観光資源

周辺の観光資源などと連携して、地域の魅力度を高め来訪者の滞在時間を増やし地域活性化を図る

# 文化財の保存活用制度の見直し

## 審議等の経過

### 【文化審議会での検討】

平成29年6月1日 文化審議会文化財分科会企画調査会において審議開始  
(11月までに全14回の審議を実施)

平成29年8月31日 「中間まとめ」公表

平成29年12月8日 「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」(第一次答申)

**これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが重要**

### 【文化財保護法の改正】

平成30年3月6日 「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」閣議決定。国会へ提出。

6月1日 成立

6月8日 公布

平成31年4月1日 改正法の施行期日

## ②個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

### ○個別の文化財の保存活用計画の国の認定

国：文化庁長官

認定

所有者・管理団体：保存活用計画の作成

「旧〇〇家住宅」  
保存活用計画

「〇〇図屏風」  
保存活用計画

「〇〇城跡」  
保存活用計画

等

#### 【計画の認定を受けることによる効果】

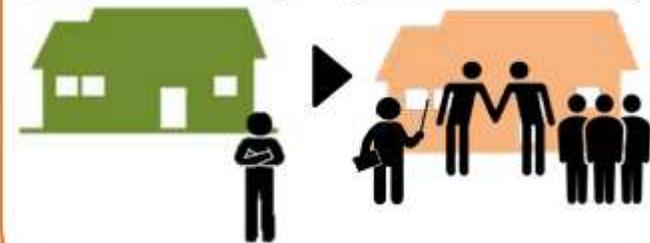
- ・国指定等文化財の現状変更等にはその都度国の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化
- ・美術工芸品に係る相続税の納税猶予（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

### ○所有者に代わり文化財の保存活用を担う主体の位置付け

「特別な事情があるとき」に選任できるとしている管理責任者について、必要があるときに選任できるよう要件拡充する

所有者単独で保存活用の取組

所有者の取組を積極的にサポート



### 【参考】重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業費国庫補助要項（抜粋）

#### 1. 趣旨

この要項は、文化財保護法第35条第1項、第172条第5項及び第174条第3項の規定に基づき、重要文化財の管理又は修理（別に定めるものを除く。）に要する経費、及び重要文化財の公開活用に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 5. 補助金の額

（4）補助事業が国有文化財に係るものであって、当該補助事業者が管理団体である場合の補助率は、上記により算定した率が65%に満たない場合にあっては65%とする。

# 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

**趣旨** 過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

## 概要

文化財審議会文化財分科会企画調査会（第1回）  
（平成30年7月13日）資料より

### 1. 文化財保護法の一部改正

#### (1) 地域における文化財の総合的な保存・活用

- ① **都道府県**は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の**大綱**を策定できる 【第183条の2第1項】
- ② **市町村**は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な**計画**（文化財保存活用地域計画）を作成し、**国の認定を申請**できる。計画作成等に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、**協議会を組織**できる（協議会は市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要な者で構成）【第183条の3第1項、同条第3項、第183条の9】

##### 【計画の認定を受けることによる効果】

- ・ **国の登録文化財とすべき物件を提案**できることとし、未指定文化財の確実な継承を推進 【第183条の5、第184条の2】
- ・ 現状変更の許可など文化庁長官の権限に属する事務の一部について、都道府県・市のみならず**認定町村でも行うことを可能**とし、認定計画の円滑な実施を促進

- ③ 市町村は、地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を**文化財保存活用支援団体**として指定できる 【第192条の2、第192条の3】

#### (2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

- ① 国指定等**文化財の所有者**又は**管理団体**（主に地方公共団体）は、**保存活用計画**を作成し、国の認定を申請できる 【第53条の2第1項等】

##### 【計画の認定を受けることによる効果】

- ・ 国指定等文化財の現状変更等にはその都道府県の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、**許可を届出とするなど手続きを弾力化** 【第53条の4等（税制優遇は税法で措置）】
- ・ 美術工芸品に係る**相続税の納税猶予**（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

- ② 所有者に代わり文化財を保存・活用する**管理責任者**について、選任できる要件を拡大し、高齢化等により所有者だけでは十分な保護が難しい場合への対応を図る 【第31条第2項等】

#### (3) 地方における文化財保護行政に係る制度の見直し

- ① 下記2. により地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、当該地方公共団体には**地方文化財保護審議会を必置**とする 【第190条第2項】
- ② 文化財の巡視や所有者への助言等を行う**文化財保護指導委員**について、都道府県だけでなく**市町村にも置くことができる**こととする 【第191条第1項】

#### (4) 罰則の見直し

- ① 重要文化財等の損壊や毀棄等に係る罰金刑の引き上げ等 【第195条第1項等】

### 2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

【地教行法第23条第1項】

地方公共団体における**文化財保護の事務**は教育委員会の所管とされているが、条例により**地方公共団体の長**が担当できるようにする

成立 平成30年6月1日

公布 平成30年6月8日

施行期日 平成31年4月1日